

松野町地域づくり 交付金の手引



重要文化的景観：「奥内の棚田」

令和元年5月

目 次

第1章 はじめに

第2章 地域づくり交付金

- 1 目的
- 2 交付団体
- 3 交付対象事業
- 4 交付対象経費
- 5 交付額
- 6 交付金の特徴

第3章 交付申請等の手続

- 1 交付内示について
- 2 交付申請について
- 3 交付決定について
- 4 概算払いについて
- 5 事業計画の変更について
- 6 事業の中止又は廃止について
- 7 実績報告について
- 8 関係書類の保管について

第4章 活用事例と Q&A について

- 1 活用事例について
- 2 Q & A

第5章 申請書類の記載方法について

- 1 交付申請書関係
- 2 変更承認申請書関係
- 3 事業中止・廃止承認申請書関係
- 4 実績報告書関係
- 5 請求書関係
- 6 精算書関係

第1章 はじめに

平成30年7月豪雨災害では、私から「町民の皆さまへのメッセージ」でもお願いしたとおり、被害の少なかった町民の皆様が、高齢者などの被災者へ手を差し伸べていただいたことで、「町民の絆」や「地域の底力」が発揮され、復旧復興に向けた取り組みが大きく進んだものと受け止めております。

しかしながら、人口減少問題、少子化・高齢化の進展、地域コミュニティの希薄化、ライフスタイルの多様化などにより、地域課題も複雑化しており、自治組織（部落）を中心に築き上げてきた「住民の絆」や「共助意識」もこれまでどおり維持していくことが困難になってきていると感じております。

このため、地域の実情や課題に詳しい地域住民自らが、「地域課題を解決する」、「地域の特性を活かした魅力ある地域づくりを行う」ことで住民自治の強化や協働のまちづくりを促進させ、地域の「絆」や「共助意識」を高めていくことが地域の活性化に繋がっていくことになります。

そこで、令和元年度から、松野町において、地域住民自らが、地域の課題解決や特色ある地域づくりが推進できるよう「松野町地域づくり交付金」を創設することといたしました。

令和元年5月

松野町長 坂本 浩

第2章 地域づくり交付金

1 目的

住民自治の理念を踏まえ、それぞれの地域特性や課題に対して、「地域住民が自ら考え、地域のために行動する」ことを促進させるため、地域住民が相互扶助により行う身近な自治組織（部落単位）の運営や活動を支援することを目的として、「松野町地域づくり交付金」を交付します。

2 交付団体

町内にある自治組織（一定の区域に住所を有する者の地縁・血縁に基づいて形成され、地域において自主的に公益的な活動を行う団体として町長が適当と認めたものをいう。）とし、地域づくり計画の策定単位である次の団体とします。

交付団体名	松丸部落	延野々部落
	豊岡後部落	豊岡前部落
	富岡部落	上家地部落
	目黒部落	吉野部落
	蕨生部落	奥野川部落

3 交付対象事業

地域の課題解決や自治組織の活動のうち自治組織の維持及び活性化に寄与する公益事業とする。

- (1) 地域コミュニティの活性化に関すること。
- (2) 高齢者及び障がい者の支援に関すること。
- (3) 青少年の健全育成及び子育て支援に関すること。
- (4) 地域の防災・安全に関すること。
- (5) 地域の環境の保全・整備に関すること。
- (6) 他団体と連携した地域活動に関すること。
- (7) その他自治組織の維持に関すること。

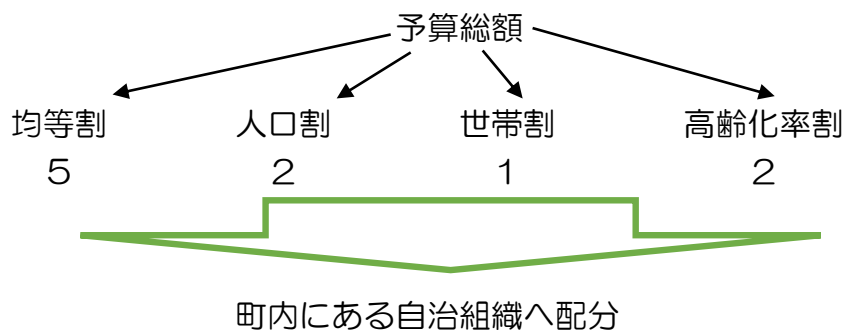
4 交付対象経費

3交付対象事業の実施に要する経費を対象とします。ただし、次に掲げる経費は交付対象外とします。

- (1) 宗教活動及び政治活動並びに法令その他公共の福祉に反するもの
- (2) 慰労や親睦を目的とした飲食経費及び旅行費用
- (3) その他町長が不適当と認めるもの

5 交付額

予算総額を下記の配分割合に基づき、自治組織へ交付します。



6 交付金の特徴

定率ではなく、自治組織へ予算の範囲内において定額で交付金を交付するものであり、自治組織が実施する交付対象事業であれば、地域住民の皆さんが主体となって交付対象事業に優先順位をつけて使途を決定することができます。

第3章 交付申請等の手続

1 交付内示について

前年の12月31日現在における町内の均等割、人口数、世帯数及び高齢化率を算定基礎として、自治組織へ交付金内示の通知を行う。

2 交付申請について

交付内定通知後、自治組織において松野町地域づくり交付金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して町に提出してください。

3 交付決定について

上記2の交付申請書類を町で審査し、適当と認めたときは、松野町地域づくり交付金交付決定通知書（様式第2号）により交付額を通知します。

4 概算払いについて

交付金を概算払いにて受けることができます。なお、概算払いを受けようとするときは、松野町地域づくり交付金交付請求書（様式第8号）を町に提出してください。

5 事業計画の変更について

交付決定を受けた事業について、経費の配分を30%以上変更又は事業計画を変更しようとする場合は、あらかじめ松野町地域づくり交付金変更承認申請書（様式第3号）を町に提出し、その承認を受けてください。ただし、事業計画の軽微な変更は承認を受ける必要はありません。

6 事業の中止又は廃止について

交付決定を受けた事業について、遂行が困難になったときは、あらかじめ松野町地域づくり交付金事業中止・廃止承認申請書（様式第5号）を町に提出し、その承認を受けてください。

7 実績報告について

交付決定を受けた事業について、事業を完了した場合は速やかに実績報告に必要書類と松野町地域づくり交付金交付請求書（様式第8号）を町に提出してください。ただし、交付金の概算払を受けている自治組織は、当該請求書に代えて松野町地域づくり交付金概算払精算書（様式第9号）を町に提出してください。

8 関係書類の保管について

自治組織は、交付金に係る交付決定通知書、会計帳簿、証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して3年間保管してください。

【その他：交付金の返還等】

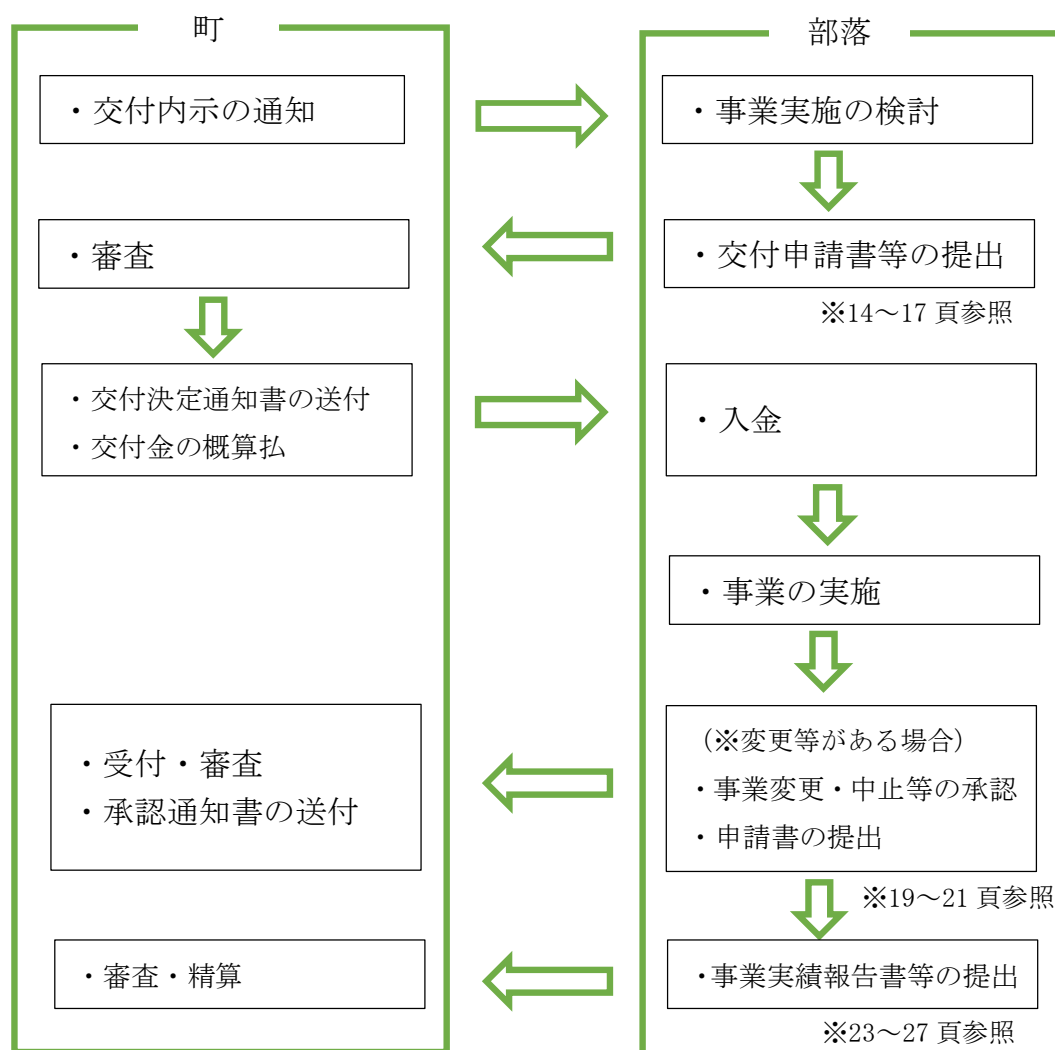
交付事業者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、交付金の交付決定を取り消すことがあり、この場合において、既に交付金が交付されている場合は、その全額又は一部の返還をしてもらうことになります。

○要綱又は交付金交付の条件に違反したとき。

○提出書類等に虚偽があったとき。

○交付事業の実施に当たり、不正又は不相当と認められる行為があったとき。

(参考)



第4章 活用事例とQ&Aについて

1 活用事例について

項目	活用想定例	対象経費の 想定例	対象外経費 の想定例
地域コミュニティの活性化に関すること。	・納涼祭など地域イベント ・伝統文化の継承 ・スポーツ大会の実施	印刷製本費 消耗品費 原材料費 備品購入費 使用料 等	・慰安や親睦を目的とした飲食及び旅行費用 ・神社等への寄附金
高齢者及び障がい者の支援に関すること。	・高齢者・障がい者の見守り支援 ・配食サービス ・買い物支援	水道光熱費 修繕料 消耗品費 原材料費 備品購入費 等	・慰安や親睦を目的とした飲食及び旅行費用
青少年の健全育成及び子育て支援に関すること。	・子どもの見守り支援 ・世代間交流イベント ・食育推進 ・自然体験学習	印刷製本費 消耗品費 原材料費 借上料 備品購入費 等	・慰安や親睦を目的とした飲食及び旅行費用
地域の防災・安全に関すること。	・防犯灯の設置・維持費用 ・防災資機材の購入費用 ・道路や排水路の補修	報償費 旅費 原材料費 消耗品 水道光熱費 備品購入費 等	・個人管理となる備品の購入費
地域の環境の保全・整備に関すること。	・花植えや草刈りなど景観保全活動 ・ゴミ保管場所の整備 ・公園や広場の整備 ・集会所の整備	報償費 原材料費 消耗品費 保険料 委託料 借上料 工事請負費 備品購入費 等	・慰安や親睦を目的とした飲食経費 ・個人管理となる備品の購入費

他団体と連携した地域活動に関すること。	・ 組への助成	助成金	
その他自治組織の維持に関すること。	・ 人員確保に必要な役員報酬 ・ 先進地視察など勉強会の開催経費	報酬 報償費 旅費	・ 慰安や親睦を目的とした飲食及び旅行費用

2 Q&A

1	対象となる事業は。	「3. 交付対象事業」を御確認ください。 地域の課題解決や自治組織の維持や活性化に寄与する事業が対象となります。事業の費用でも慰労目的の飲食経費など対象外となるものがあります。
2	部落の区長任期は暦年となっているため、12月末をもって変更が生じることとなるが、交付申請と実績報告で代表者が変わる場合、変更承認を受けなければならないのか。	代表者である区長変更に伴う承認は不要です。 ①②に該当する場合のみ変更承認が必要です。 ①事業計画を変更しようとする場合（ただし、軽微な変更は除く。） ②経費の配分を30%以上変更しようとするする場合
3	協働のまちづくり事業費補助金との違いは。	交付金事業は、自治組織の維持のために必要となる水道光熱費や役員報酬などの経常経費も対象としており、協働のまちづくり事業費補助金に比べ対象経費の制限が少ないことです。近年、多様化する地域課題に行政だけでは対応できないことから、住民自治の理念に沿って自治組織が主体となり、それぞれの地域課題にあわせて用途が決定できるよう制度設計しているのが特徴

		です。ただし、必ず総会で交付金事業の報告を行い、交付金がどのように使われているのか広く周知してください。 また、一部の地域住民で使途を決定することがないように多くの地域住民が参加する場で使途を検討するよう努めていただくほか、交付金の対象外経費もありますので、注意が必要です。
4	交付金の申請手続も補助金申請と同様に煩雑であるため、申請手続を省略して交付金を交付することを検討してほしい。	交付金を受けるためには、交付金交付申請手続が必要となりますので御協力をお願いします。 この交付金の原資は税金であり、地方自治法第232条の2の規定に基づき、公益上必要な場合に補助することができます。よって交付金を交付できる場合は、町が公益上必要であることを確認する必要があります。このため、自治組織に手続をお願いするものですので、御理解ください。
5	「組」へ助成金を交付する場合も交付金の対象経費としているのであれば、町から直接「組」へ交付金を交付してほしい。	町が直接「組」へ交付金を交付いたしませんので、御理解ください。 自治組織の下部組織である「組」の実情が地域により異なりますので、それぞれの特性や課題を踏まえて、まずは自治組織で使途を検討していただくようお願いします。その検討結果により、「組」へ助成することで地域課題の解決や自治組織の維持や活性化に取り組めるのであれば、交付金を「組」へ助成する計画の申請手続をお願いします。

6	別表2に事業内容が例示されているが、集会所の整備や危険箇所の修繕など、本来、町が実施すべき内容だと思うがどうか。	全て町で対応することが理想ですが、限られた予算と人員の範囲で全てに対応することは現実的ではありませんので、まずは、地域住民が主体となって自治組織で対応していただき、自治組織で対応できないことは、地域課題の優先順位を決定し、これまでどおり区長会などを通じて町へ要望を提出するようお願いします。
7	新しい制度を作っても、そのことで、自治組織が何か新しいことを始めないといけないのであれば、結果として地域住民の負担感が増すことに繋がるのではないか。	本制度は、地域課題の解決や自治組織の維持及び活性化に寄与する公益事業を対象としており、必ずしも新しい活動を自治組織に求めているものではありません。一方で、自治組織が長年解決できなかった課題に主体的に取り組むという意欲のある自治組織もありますので、それぞれの地域特性に応じ公益事業を選択していただくよう御検討願います。
8	協働のまちづくり事業費補助金など他の補助制度を活用した事業に取り組みたいと考えているが、各種補助金制度と本交付金制度を併用して事業に取り組むことは可能なのか。	松野町地域づくり交付金は他の補助制度の活用を禁止していないので、併用する補助制度に制限がないか確認してください。
9	地域では神事にあわせて自治組織が餅まきを実施しているが、交付金の対象となるのか。	神事にあわせて、自治組織が主体の地域イベントとして、餅まきを行うのであれば、交付金の対象となります。
10	配食サービスで必要となる原材料費は、交付金の対象となるのか。	飲食経費は、原則、サービスの利用者から徴収してください。なお、配食サービスのチラシ作成費用やサービスに必要な容器代などの消耗品費は対象となります。

11	自然体験学習で講師をお願いした場合、その講師への謝礼金や旅費は交付金の対象となるのか。	自然体験学習を主催する自治組織の構成員が、講師をする場合は対象外ですが、外部へ講師を依頼する場合は、その講師への謝礼や旅費は対象となります。
12	地域で世代間交流事業として花見を実施する場合、お弁当代は高額でなければ対象となるのか。	親睦を目的とした飲食経費は対象となりません。 参加する人からの負担金で実施してください。
13	地域で世代間交流事業として花見を実施する場合、どのような経費が対象となるのか。	世代間交流事業のチラシを作成する費用のほか、容器など消耗品を想定しています。
14	防犯灯の電気代は対象となるのか。	対象となります。
15	防災対策に必要となる資機材は対象となるのか。	対象となります。
16	花壇の整備に必要な種苗代や肥料代は交付金の対象になるのか。	対象となります。
17	清掃活動に必要な草刈り機を購入したいが、対象となるのか。	対象となります。 ただし、個人管理となるものは対象となりません。
18	清掃活動に参加した自治組織内の参加者への謝礼金は対象になるのか。	自治組織から参加した人に対する謝礼金は対象となりません。 なお、作業を行う際、高所作業など業者へ作業委託した経費などは対象となります。
19	支障木の伐採など高所作業を専門業者へ委託する場合、対象となるのか。	対象となります。
20	生活排水路の補修を業者委託する場合、対象となるのか。	対象となります。
21	組に助成金を交付したが、対象となるのか。	対象となります。
22	組に助成金を支給したいが、金額に上限はあるのか。	組への助成金は1団体あたり5万円以内としております。

23	集会所の水道光熱費は対象となるのか。	対象となります。
24	集会所のトイレを洋式に改修したいが対象となるのか。	対象となります。ただし、集会所を所管する担当課（教育課）には事前に連絡してください。
25	高齢化や少子化により、自治組織の役員の確保が困難となっており、役員報酬の増額により役員のなり手を確保する場合、その手当の増額分は交付金の対象となるのか。	役員のなり手不足という地域課題を解決するため、役員報酬を増額する場合は、交付金の対象となります。
26	積立金の活用方法はどのような場合を想定しているのか。	老朽化した集会所や危険箇所の修繕が複数あり、交付金で毎年工事するより、一括で工事を行うほうが経済的に安価となる場合などを想定しています。

第5章 申請書類の記載方法について

1 交付申請書関係

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

松野町長 様

町長名を記入してください。

事業実施主体名
代表者 住 所
氏 名
連絡先

〇〇部落
松野町大字〇〇123
松野 桃太郎
42-1111

提出年月日を記入してください。

提出年度を記入
(町の会計年度)

代表者の私印で可
シャチハタ不可

年度松野町地域づくり交付金交付申請書

このことについて、松野町地域づくり交付金交付要綱第5条の規定により、交付金を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 総事業費 円

2 交付申請額 円

3 添付資料

(1)事業計画書（別紙1）

(2)収支予算書（別紙2）

(3)積立計画書（別紙3）

(4)その他町長が必要と認める書類

収支予算書の予算額合計(A)を総事業費へ転記してください。

収支予算書の交付金対象経費合計(B)を交付申請額へ転記してください。

(別紙 1)

松野町地域づくり交付金事業計画書

事業目的を簡潔に記載してください。

事業実施主体名(〇〇部落)

事業目的	〇〇部落及び〇〇組他 3 組織が設置し、管理している防犯灯を活用することで、地域住民の安全・安心を確保するため、〇〇部落地域安全確保事業を実施する。
事業名	事業内容
〇〇部落地域安全確保事業	〇〇部落が設置し管理している防犯灯（4 基、2 灯）について、地域住民が安全・安心して地域内を移動できるよう防犯灯を LED へ交換するほか、防犯灯を維持するため、電気代を負担する。
〇〇組防犯灯維持助成事業	〇〇部落内にある〇〇組、〇〇組、〇〇組、〇〇組が設置し管理している防犯灯（6 灯）について、地域住民が安心して地域内を安全に移動できるよう防犯灯を LED へ交換する費用のほか、防犯灯の維持に必要な電気代を負担するための助成金を〇〇組へ交付する。
事業内容がわかるような事業名を記載してください。	交付金を使ってやりたいことを簡潔に記載してください。
事業効果	防犯灯の明かりにより、夜間に地域住民が道路を安全に歩行できるほか、地域の暗い場所や死角となる箇所に防犯灯の明かりが照らされることで犯罪の抑止力が高まり、防犯効果が高まることが期待できる。
事業を実施して期待できる効果を記載してください。	

(別紙 2)

松野町地域づくり交付金収支予算書

(1) 収入の部

(単位: 円)

区分	予算額	備考
町交付金 ①	500,000 円	町交付金及び自主財源以外があればその他の予算額に金額を記載し、内容を備考欄に記載してください。
自主財源 ②	100,000 円	
その他 ③		参加料〇〇〇円、〇補助金***円 基金取崩額△△△円
計	600,000 円	①+②+③の金額を記入してください。

(2) 支出の部

(単位: 円)

区分	予算額	備考	交付金対象額
(〇〇部落地域安全確保事業)			
需用費 ④	400,000 円	LED 照明取替 6 個 電気代 (4 月～3 月分) ⑥	300,000 円
(〇〇組防犯灯維持助成事業)			
助成金 ⑤	200,000 円	〇組他 3 組織への助成 ⑦	200,000 円
		予算額 (A) ≥ 交付金対象額 (B) となります。	
予算額計	600,000 円	交付金対象額計	500,000 円

$$\textcircled{4} + \textcircled{5} = (A)$$

$$\textcircled{6} + \textcircled{7} = (B)$$

(別紙3)

松野町地域づくり交付金積立計画書

積立の必要性を簡潔に記載してください。

事業実施主体名（〇〇部落）

(1) 目的等

積立目的	〇〇部落地内にある昭和〇〇年建築の〇〇集会所は、これまで地域のコミュニティ活動拠点として利用してきたが、経年劣化により雨漏り等がひどく屋根材が腐食したため、屋根の大規模改修が必要であり、工事費用が1,000千円程度必要となるため、交付金を積立することとしたい。
事業内容	(1)実施時期 令和3年5月着工～11月完成予定 (2)事業目的 〇〇集会所の雨漏りの修繕 (3)事業内容 〇〇集会所屋根修繕工事

(3)積立計画の総積立額≦町交付金となります。
記載例では、積立額と3年度交付金総額（600,000円）をあわせて事業を実施する計画です。

(2) 総事業費等

(単位：円)

総事業費	財源内訳		
	町交付金	自主財源	その他
1,000,000円	960,000円	40,000円	

交付金の積立額を記載してください。

(3) 積立計画

(単位：円)

総積立額	積立額	
360,000円	1年度	2年度
	180,000円	180,000円

積立金は交付額の30%以内としてください。

様式第2号（第6条関係）

変更承認申請書を作成する際、この文書番号と日付を転記してください。

ふ 第 111 号
令和元 年 5 月 15 日

様

本決定通知書は、町が作成して申請者へ通知します。

松野町長

印

年度松野町地域づくり交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度松野町地域づくり交付金については、松野町地域づくり交付金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 この交付金の交付対象となる事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。
- 2 交付金の交付決定額は、 円とする。
- 3 交付金事業者は、松野町地域づくり交付金交付要綱の規定に従わなければならない。

2. 変更承認申請書関係について

様式第3号（第7条関係）

提出年月日を
記入してくだ
さい。

年 月 日

松野町長 _____ 様

町長名を記載して
ください。

事業実施主体名

代表者 住 所

氏 名

連絡先

〇〇部落

松野町大字〇〇123

滑床 花子

42-1111

印

提出年度を記入してくだ
さい。（町会計年度）

代表者の私印で可
シャチハタ不可

_____年度松野町地域づくり交付金変更承認申請書

_____年 月 日付け 第 _____号により交付決定を受けた事業について、
下記のとおり内容を変更したいので、松野町地域づくり交付金交付要綱第7条
の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

変更が生じた理由を簡
潔に記載してください。

町から送付された松野町地域づ
くり交付金交付決定通知書から
日付と文書番号を転記してくだ
さい。

2 変更内容

	交付金交付申請額	総事業費
変更前 ①	円	円
変更後 ②	円	円
増減額 ③ = ① - ②	円	円

交付金交付申請書に記載した
金額を変更前に記載してくだ
さい。

添付資料

- (1) 変更事業計画書（別紙1）
- (2) 変更収支予算書（別紙2）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(別紙 1)

松野町地域づくり交付金変更事業計画書

事業実施主体名(

事業計画書の作成
例を参考に变更后
の内容を記載して
ください。

事業目的		
事業内容	内容	事業費(円)
計		
事業効果		

(別紙2)

松野町地域づくり交付金変更収支予算書

(1) 収入の部

当初収支予算書から転記してください。

(単位：円)

区分	予算額 (当初)	予算額 (変更後)	予算額 (増減)	備考
町交付金 ①	500,000 円			
自主財源 ②	100,000 円			
その他 ③				
	600,000 円			

変更後の内容を記載してください。

予算(当初)－予算(変更後)
＝予算額(増減)

①＋②＋③の金額を記入してください。

当初収支予算書を参考になしてください。

(単位：円)

区分	予算額 (当初)	予算額 (変更後)	予算額 (増減)	交付金対象額 (変更後)
(〇〇部落地域 安全確保事業)				
需用費 ④	400,000 円	210,000 円	190,000 円	210,000 円
(〇〇組防犯灯 維持助成事業)				
助成金 ⑤	200,000 円	200,000 円	0 円	200,000 円
計	600,000 円	410,000 円	190,000 円	410,000 円

変更後の金額を記入してください。

変更後の金額を記入してください。

当初の予算額を記入してください。

④＋⑤の金額を記入してください。

様式第5号（第8条関係）

提出年月日を記入してください。

年 月 日

松野町長 様

町長名を記入してください。

事業実施主体名
代表者 住 所
氏 名
連絡先

〇〇部落
松野町大字〇〇123
松野 梅次郎
42-1111

代表者の私印で可
シャチハタ不可

提出年度を記入(町の会計年度)

年度松野町地域づくり交付金事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた事業について、
下記の理由から中止・廃止したいので、松野町地域づくり交付金交付要綱第8条
の規定に基づき承認を申請します。

記

町から送付された松野町地域づくり交付金交付決定通知書から
日付と文書番号を転記してください。

中止・廃止理由	〇月〇日に実施予定の〇〇イベントについて、平成〇年台風〇号の影響により荒天となったため、開催を中止した。 中止・廃止した理由を簡潔に記載してください。
---------	---

様式第7号（第9条関係）

		提出年月日を記入してください。		年 月 日	
松野町長		様		代表者の私印で可 シャチハタ不可	
町長名を記入してください。		事業実施主体名		〇〇部落	
		代表者 住所		松野町大字〇〇123	
		氏 名		松野 栗三郎	
		連絡先		42-1111	
提出年度を記入 (町の会計年度)					
		年度松野町地域づくり交付金実績報告書			
年 月 日付け 第 号に		町から送付された松野町地域づくり交付金交付決定通知書から		たの 関係	
で、松野町地域づくり交付金交付要綱第		日付と文書番号を転記してください。			
書類を添えて申請します。					
1 総事業費		円		記 収支決算書の決算額計を転記してください。	
2 交付決定額		円			
3 添付資料					
(1)事業報告書（別紙1）				町から送付された「松野町地域づくり交付金交付決定通知書」又は「松野町地域づくり交付金変更承認通知書」の交付決定額を転記してください。	
(2)収支決算書（別紙2）					
(3)その他町長が必要と認める書類					

(別紙 1)

松野町地域づくり交付金事業報告書

事業実施主体名(

事業計画書の作成例を
参考に変更後の内容を
記載してください。

事業目的	
事業名	事業内容
事業効果	

(別紙2)

松野町地域づくり交付金収支決算書

収支予算書又は変更収支予算書から転記してください。

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	備考
町交付金 ①	500,000 円	500,000 円	0 円	
自主財源 ②	100,000 円	98,775 円	1,225 円	
その他 ③				
計	600,000 円	598,775 円	1,225 円	予算額－決算額＝差引増減額となります。

①＋②＋③の金額を記入してください。

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	備考 (交付金額)
(〇〇部落地域安全確保事業)				
需用費 ④	400,000 円	398,775 円	1,225 円	(300,000 円)
(〇〇組防犯灯維持助成事業)				
助成金 ⑤	200,000 円	200,000 円	0 円	(200,000 円)
計	600,000 円	598,775 円	1,225 円	(500,000 円)

④＋⑤の金額を記入してください。

実績額を記入してください。

予算額－決算額＝差引増減額となります。

決算額のうち、交付金額を記入してください。

様式第8号（第9条、第11条関係）

提出年月日を
記入してくだ
さい。

年 月 日

松野町長 様

町長名を記入してく
ださい。

事業実施主体名
代表者 住所
氏 名
連絡先

〇〇部落
松野町大字〇〇123
松野 茶四郎
42-1111

印

提出年度を記入（町の会計年度）

代表者の私印で可
シャチハタ不可

年度松野町地域づくり交付金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた松野町地域づくり
交付金について、松野町地域づくり交付金交付要綱第9条に基づき下記のと
おり請求します。

記

町から送付された松野町地域づ
くり交付金交付決定通知書から
日付と文書番号を転記してくだ
さい。

③今回請求額を記
載してください。

一金 円也

①交付決定額	円
②交付済額	円
③今回請求額	円
残額（①－②－③）	円

②交付済額は、概算払に
より交付金を受領した
金額を記載すること。
概算払を受けていない
場合は0円を記載して
ください。

「松野町地域づくり交付金交付決定通知書」
又は「松野町地域づくり交付金変更承認通知
書」から交付決定額を転記してください。

様式第 9 号（第 11 条関係）

提出年月日を記入してください。

年 月 日

松野町長 様

町長名を記入してください。

概算払精算書は、概算払により
交付金を受け入れた場合に提出
が必要となります。

事業実施主体名 〇〇部落
代表者 住所 松野町大字〇〇123
氏 名 松野 柚子
連絡先 42-1111

提出年度を記入してください。（町の会計年度）

年度松野町地域づくり交付金概算払精算書

代表者の私印で可
シヤチハタ不可

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた松野町地域づくり
交付金について、松野町地域づくり交付金交付要綱第 11 条に基づき下記のと
おり精算します。

記

町から送付された松野町地域づ
くり交付金交付決定通知書から
日付と文書番号を転記してくだ
さい。

精算額を記入してください。

一金 円也

①交付決定額	円
②交付済額	円
③残額（①－②）	円
精算額	円

②交付済額は、概
算払により交付
金を受領した金
額を記載するこ
と。

「松野町地域づくり交付金交付決定通知書」又は
「松野町地域づくり交付金変更承認通知書」から
交付決定額を転記してください。

精算額＝③残額となります。
③残額が 0 円の場合でも 0 精算を
行うため、精算書の提出が必要とな
ります。